

文書番号	ACA10	版数	5
文書名	現地審査に伴う交通費等に関する規程		

特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構

中四国プライバシーマーク審査センター

現地審査に伴う交通費等に関する規程

1. 目的

1. 1 本規程は、特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構（以下、「MSK」という。）が、審査を受けようとして申請を行う事業者（以下「申請事業者」という。）のプライバシーマーク付与適格性審査にあたって、プライバシーマーク付与適格性審査手続規程 2.5(4)に基づき、文書審査後、その運用状況等を検証するため、申請事業者の事業所へ現地審査に伺うための交通費、及び宿泊を要する場合は、交通費・宿泊費等の費用（以下、「交通費等」という。）について定める。

1. 2 現地調査費についても、本規程を準用する。

2. 交通費等

MSK は、申請事業者に対して、MSK の所在地を基点として 1 人当たり片道 1,000 円以上の交通費が掛かる場合は、実費請求する。

□交通費

当該現地審査に伴う鉄道（グリーン券を除く）、航空、船舶、バス、必要に応じてタクシー等の交通費を請求する。航空運賃は、MSK の所在地を基点として、路線距離が 550 キロメートル以上、もしくは鉄道で片道 4 時間以上かかる場合に請求し、可能な限り往復割引等を適用した額とする。なお、鉄道運賃は、現地審査当日の正規料金の額を請求する。

□宿泊費等

1 泊 12,000 円までとし、以下のいずれかの場合に請求する。

イ. MSK の所在地を基点として、審査対象地が 170 キロメートル以上にある場合

ロ. MSK の所在地を基点として、移動時間及び審査時間の合計が 10 時間を超える場合

現地審査に係わる宿泊費表

宿泊地域	審査員 1 名当りの宿泊費（固定）
関東	1 泊 12,000 円
上記以外	1 泊 10,000 円

3. 請求及び振込

(1) 交通費等は現地審査終了後に請求する。

(2) 請求を受けた申請事業者は、すみやかに MSK の指定する金融機関に交通費等を振り込むものとする。但し、振込手数料は申請事業者の負担とする。

(3) 請求にあたって MSK は、交通費等に関する領収書又はその写しを添付しない。

4. 規程の公表

本規程は、MSK のウェブサイト上で公表する。

5. 改廃

本規程の改廃は、審査センターが改廃案を審査委員会に建議し、審査委員会の決議によって改廃を決定する。ただし、MSK が指定審査機関として認定されるまでの間は、審査センター長が立案し理事長が承認する。

6. 附則

- (1) 本規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- (2) 本規程の管理部署は、審査センターとする。
- (3) 本規程は平成 21 年 11 月 1 日に改訂し、即日施行する。
- (4) 本規程は平成 23 年 3 月 16 日に改訂し、平成 23 年 3 月 1 日から施行とする。
- (5) 本規程は平成 23 年 8 月 17 日に改訂し、即日施行する。
- (6) 本規程は平成 23 年 12 月 21 日に改訂し、即日施行する。